

〔書言字考節用集五〕肢體坐行キザリ傳左膝行活

〔貞丈雜記一禮法〕一膝行と云ふは、ひざにてあるきはひ出て、又はひ退く事也、貴人の御前へ進み出るにも、御前近くにては、立て進み退くは、無禮なる故、貴人よりこなた迄立ちて行きて、扱座しつくばひ、手をつきてひざにてはひ寄り、はひ退く也、三手三足ばかりはひ進む也、退く時も同じ、

〔倭訓栞前編四十三〕ゐざる 膝行をいふ、坐ながら行の義也、源氏にゐざり出など見えたり、拾遺集に、かたゐざりするみどり子ともよめり、

〔和漢三才圖會十人倫之用〕ヒ躄ヒ音 躄 俗云爲左利、用膝行二字、

〔日本書紀十三〕雄朝津間稚子宿禰天皇、瑞齒別天皇正○反 同母弟也、天皇略○中 及壯篤病、容止不便、六年正○反 春正月、瑞齒別天皇崩、爰群卿議之曰、方今大鷦鷯天皇之子、雄朝津間稚子宿禰皇子與大草

香皇子、然雄朝津間稚子宿禰皇子、長之仁孝、即選吉日、跪上天皇之靈、雄朝津間稚子宿禰皇子謝曰、我不天、久離篤疾、不能步行、且我既欲除病、獨非奏言、而密破身治病、猶勿差、由是先皇責之曰、汝患病、縱破身、不孝孰甚於茲矣、其長生之、遂不得繼業、○下

〔日本靈異記中〕行基大德携子女人、視過去、怨令投淵、示異表、緣第卅

行基大德、令掘開於難波之江、而造船津、說法化人、道俗貴賤、集會聞法、爾時河内國若江郡川派里有

一女人、携子參往法會、聞法、其子哭謔、不令聞法、其兒年至十餘歲、其脚不步、哭謔飲乳、噉物無間、大德告曰、咄、彼孃人、其汝之子、持出捨淵、

〔古今著聞集十二偷盜〕中納言兼光卿、十二月廿八日に、檢非違使別當になりて、廳務ことにおこし沙汰ありけるに、賤きもの、小屋にちいさき釜のうせたりけるを、隣なりける腰居がぬすみたりけ

ると云つぎありて、賊物をさがし出したりけるに、腰居申けるは、手をもちてこそゐざりありき